

調整結果報告第 8 号

高齢者福祉事業の取扱いについて

高齢者福祉事業の取扱いについて、別紙のとおり調整したので報告する。

提案	第 6 回	平成16年 6 月25日	決定	第 7 回	平成16年 7 月23日
	第15回	平成17年 1 月14日		第15回	平成17年 1 月14日
<p>【調整方針】</p> <p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 <u>高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。</u> <u>なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> — 現行のとおり新町に引き継ぐもの — 合併時に統合するもの — <u>合併時に再編するもの</u> — 新町において調整するもの — 合併時に廃止するもの <p>3 デイサービスセンター、訪問介護事業所及び生活支援ハウス運営事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 在宅介護支援センター運営事業については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基幹型支援センターについては、幕別町の基幹型支援センターを新町の基幹型支援センターとする。 (2) 地域型支援センターについては、幕別地域に 2 カ所、忠類地域に 1 カ所設置する。 					

(別紙)

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い		
決定されている調整方針	<p>高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <p>合併時に再編するもの</p>		
項目	幕別町	忠類村	調整結果
敬老事業(祝金等)	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 (町長交際費から支出) ・対象者 9月15日を基準とし、幕別町民で100歳到達者 ・支給額及び支給日 祝金50,000円、記念品10,000円相当を満100歳の誕生日に支給 <p>祝金については、平成17年度から敬老祝金条例に基づいて支給</p>	<p>【長寿祝金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金における特別祝金 ・対象者 9月1日を基準日として忠類村に1年以上居住し、住民基本台帳又は外国人登録法による登録をしている満100歳に到達した者 ・支給額及び支給日 祝金100,000円を満100歳となった年の誕生日に支給 	<p>【長寿祝金】</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">長寿祝金については、幕別町の例を基準に、合併時に再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名称 敬老祝金 ・対象者 年齢100歳に達する者で、当該100歳に達する日の翌日現在幕別町に引き続き1年以上住所を有する者 ・支給額及び支給日 祝金50,000円を満100歳の誕生日に支給(祝金のほかに、長寿記念品として、10,000円相当の記念品を支給)

項 目	幕別町	忠類村	調 整 結 果
敬老事業（祝金等） （つづき）	【敬老会】 ・概要 米寿者への記念品贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション ・対象者 9月15日現在幕別町に居住する者（年齢制限有り）（「平成17年度に対象者を77歳以上の者」になるよう、1歳ずつ対象年齢を上げている。） ・開催場所 札内スポーツセンター	【敬老会】 ・概要 米寿者への記念品贈呈 会食 アトラクション ・対象者 敬老会当日に忠類村に在住する者（年齢制限有り）（「平成18年度に対象者を75歳以上の者」になるよう、毎年1歳ずつ対象年齢を上げている（基準日12月31日）） ・開催場所 忠類村コミュニティセンター	【敬老会】 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>敬老会については、地域単位で開催することとし、事業内容については、幕別町の例を基準に、合併時に再編し、対象者については、幕別町の例により、平成19年度に統合する。</p> </div> ・概要 米寿者への祝金贈呈 老人クラブ功労者表彰 会食 アトラクション ・対象者 9月15日現在幕別町に居住する者で77歳以上の者。ただし、平成18年度の忠類地区の対象者については、平成18年中に満77歳到達者。 ・開催場所 幕別地域～札内スポーツセンター 忠類地域～忠類村コミュニティセンター （将来に向けて、公区及び複数の公区で開催できるよう、運営方法について、関係機関と協議し、新町において検討する。）